

山梨県水道広域化推進プラン等策定支援業務委託に係る

企画提案募集要項

令和3年4月22日

山梨県福祉保健部衛生薬務課

1 主旨

水道事業においては、人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化等、様々な課題を総合的に解決することが求められており、広域連携や水道の維持管理及び計画的な更新、水道事業者の健全な経営確保が課題となっています。そのため、国、県、市町村、水道事業者等が一体となって水道の基盤強化に向けて取り組む必要があります。

このことを受け、経営統合や施設の共同設置、多様な事務の広域化等について、県を中心として、具体的かつ計画的に取り組みを進めていくため令和4年度末までに「水道広域化推進プラン」を策定するよう国から要請されております。

また、「県水道ビジョン」の策定についても、50年から100年先を視野に入れた将来（当面10年程度）の水道の理想像を設定し、その実現に向けて、圏域を設定した上で、広域化、耐震化、水資源の有効活用等、様々な分野に関して今後の方向性を明示することも県の役割とされているところです。

今回の事業内容としては、市町村の区域を超えた水道事業の多様な広域化を推進するため、広域化の推進方針や広域化のシミュレーションと効果、これに基づく当面の具体的な取り組み内容等を記載したプランを策定することと、改正水道法第5条の3に基づく水道基盤強化計画（水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画）の基礎資料とするため、県水道ビジョンの策定も併せて行うこととしており、相互に反映可能な計画として広域化の記載内容を活用しつつ、充実させることとします。

本業務は、水道事業に係る広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的な取り組みの内容等について、水道事業者等ごとの経営環境と経営状況に係る現状分析、将来推計、課題分析等を行う専門的知識とノウハウ、業務を遂行するための体制を整えていることが重要であるため、事業に係る委託の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定することとします。

2 事業概要等

(1) 委託業務名称

山梨県水道広域化推進プラン等策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「山梨県水道広域化推進プラン等策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づく事業者提案によるものとします。

(3) 契約期間

契約日（概ね令和3年6月）から令和5年3月15日（水）まで

(4) 委託料上限額

金36,988,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※年度別上限額

令和3年度 17,049,000円

令和4年度 19,939,000円

(5) 契約者

山梨県知事

3 企画提案の参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する法人又は団体とします。

- (1) 山梨県税を滞納していない者であること。
- (2) この公告の日から審査結果通知日までの間に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続き開始の申し立ての手続きを行っていない者（更生手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 法人の役員等（非常勤の役員を含む。）に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補

- 助人又は営業を許可されていない未成年者
イ 破産者で復権を得ない者
ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(7) 本件業務に類似する業務の経験や専門的知識を有していること。

4 契約形態

- (1) 公募型プロポーザル方式により、企画提案について審査の上、最も優れた評価を得た者と随意契約により委託契約します。
- (2) 委託費は2(4)の年度別上限額を上限として、企画提案のあった金額に県が定める業務負担割合により年度ごとに契約額を設定します。(債務負担行為)
- | | |
|-------|---------|
| 令和3年度 | 46パーセント |
| 令和4年度 | 54パーセント |

5 質問及び回答

企画提案に係る質問及び回答については、以下のとおりとします。

- (1) 質問受付期限
令和3年4月30日(金)午後4時まで
- (2) 質問方法及び送付先
提案に関する質問書(様式第4号)により、電子メールにて次に送信してください。質問を送信した場合は、電話でメールの受信確認を行ってください。
山梨県福祉保健部衛生薬務課
メールアドレス: eisei-ykm@pref.yamanashi.lg.jp
- (3) 回答方法
質問への回答は、令和3年5月7日(金)までに、山梨県福祉保健部衛生薬務課のホームページで公開します。
- (4) その他
電話や口頭での質問には応じません。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ問い合わせます。

6 参加申込み

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(2) 説明請求

非選定の結果通知を受けた者はその結果に不服がある場合、文書による説明請求をできるものとし、請求期限は令和3年5月11日（火）とします。

また、説明請求が提出された場合の回答期限は令和3年5月14日（金）とします。

8 企画提案書の提出

参加資格審査の通過により企画提案書を提出する者は、次に掲げる事項に留意の上、企画提案書を提出するものとし、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、プレゼンテーションに参加することはできません。

(1) 提出書類

①企画提案書（様式第5号-1～第5号-3、任意様式）

※A4又はA3版で統一し、片面30枚以内でまとめてください。

プレゼンテーションは企画提案書（又は企画提案書の抜粋）により実施することとなりますので、わかりやすくコンパクトにまとめてください。

②見積書（様式第5号-4）

(2) 提出部数及び方法

①提出部数 10部

②提出方法 持参、郵送又は宅配便とする。

ただし、郵送又は宅配便の場合は提出期限までに福祉保健部衛生薬務課に到達したものに限り、ます。

郵送又は宅配便で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で6（2）の担当者に確認してください。

(3) 提出期限

提出期限 令和3年5月14日（金）

（持参による場合は、土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

(4) 提出先

6（2）に同じ。

9 審査及び結果通知

(1) 企画提案の選定基準

審査基準表（別紙1）に基づいて選定します。

(2) 企画提案の選定方法

- ①企画提案の配点の合計点が最高点となった者を選定します。
 - ②企画提案書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、プレゼンテーションによる審査を行いますので、出席してください。
 - ③プレゼンテーションの開催（日程は変更となる場合があります）
 - (ア) 開催日 令和3年5月21日（金）午後（時間は別途通知します。）
 - (イ) 場 所 山梨県庁内（詳細は別途通知します。）
(山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号)
 - (ウ) プレゼンテーションの内容
別紙1「審査基準及び配点」の審査項目に示す項目順で、提案事業の説明をしてください。
 - (エ) プレゼンテーションの時間
1団体30分程度（企画提案書説明20分、質疑応答10分、入退室時間を含む）企画提案書説明は30分を経過した場合、直ちに提案説明は終了します。
 - (オ) その他
 - i) 入室は3名以内とします。
 - ii) プレゼンテーションは提出した資料のみを用いて行うものとし、追加資料の提出は一切受け付けません。
- (3) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項
事業者選定結果については、山梨県福祉保健部衛生薬務課ホームページに掲載するとともに、選定者、非選定者に通知します。
- (4) 非選定理由に関する事項
- ① 9（3）で非選定通知書を受けたものは、通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、書面（様式自由）により知事に対して非選定理由について説明を求めることができます。
 - ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して15日以内に、書面により回答します。
 - ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - (ア) 受付場所
6（2）に同じ。
 - (イ) 受付時間上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。
(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (5) その他の留意事項
- ①企画提案書は複数提出することはできません。
 - ②提出された企画提案書は、返却しません。
 - ③企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

- ④提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

10 契約

審査の結果選定された委託事業候補者を優先交渉権者として事業内容等の詳細に係る交渉を行い、随意契約により契約を締結します。ただし、委託事業候補者と協議が整わず、契約の見込みがないとき、または委託事業候補者が契約締結までの間に企画提案参加資格を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約に向けて協議を行います。

11 その他

- (1) 企画提案において使用する言語は日本語とすること。
- (2) 契約保証金は免除します。
- (3) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。
- (4) 契約の優先交渉権者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがあります。
- (5) 選定された企画提案書類等の内容をベースに、協議の上、本業務の仕様書を確定します。
- (6) 災害等、不足の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがあります。

12 スケジュール（予定）

令和3年4月22日（木）募集要項・基本仕様書の公開
令和3年4月22日（木）～令和3年4月30日（金）質問受付期間
令和3年4月30日（金）参加申込書等提出期限
令和3年5月 7日（金）参加資格の選定通知発送
令和3年5月 7日（金）質問に対する回答予定
令和3年5月14日（金）企画提案書等提出期限
令和3年5月21日（金）事業者選定委員会開催（プレゼンテーション）
令和3年5月26日（水）審査結果通知発送
令和3年6月 1日（火）委託契約締結

別紙 1 審査基準及び配点

審査項目		審査の観点	配点	
1	業務の趣旨、内容の理解度	業務の趣旨や目的、内容を理解した提案内容となっているか。	10	
2	企画提案の内容	国の「水道広域化推進プラン策定マニュアル」「都道府県水道ビジョン策定マニュアル」等の内容を踏まえた提案内容となっているか。	8	
		各事業体の経営状況や実態等を十分に踏まえた確度の高い現状分析、将来推計が期待できる提案内容となっているか。	8	
		各事業体の現状分析と将来推計の結果を踏まえ、どのような観点からどのように経営上の課題を明らかにするのか、具体的にわかりやすい提案内容となっているか。	8	
		各事業体の現状分析と将来推計の結果を踏まえた経営上の課題に対応する広域連携手法の提案が期待できる内容となっているか。	8	
		成果品について、図表等を用いるとともに概要版を作成するなど、対外的にわかりやすいとりまとめ方法が期待できる提案内容となっているか。	8	
		会議等の対応	市町村、水道事業者等の担当者会議や有識者からの意見聴取会議に向け、作成・提案可能な資料内容や発注者に対し助言可能な項目・方法等について具体的に示されているか。	8
3	業務遂行能力	実施体制	業務遂行の実施体制は適切か。	10
		スケジュール	業務の実施スケジュールは適切に組まれているか。	8
		受注実績	同種業務の受託実績は十分か。	8
4	経費	<ul style="list-style-type: none"> ・所要経費の明細が明らかで、妥当性があるか。 ・上限額以内で効果的な費用配分になっているか。 ※予定価格を上回る場合や著しく妥当性を欠く場合は失格とする。	8	
		安価であるか。 (配点×応募者中の最低価格／応募者の提案価格)	8	